

あきる野市教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 開催日 平成24年9月27日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時59分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- | | | |
|------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第24号 | 点検評価有識者の委嘱について |
| 日程第2 | 議案第25号 | あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則 |
| 日程第3 | 報告第2号 | 臨時代理したあきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の諮問に関する報告及び承認について |
| 日程第4 | 報告事項(1) | いじめ問題にかかわる対応について |
| 日程第5 | 報告事項(2) | 五日市郷土館本館の臨時閉館及び旧市倉家住宅の一時公開中止について |
| 日程第6 | 教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-------|
| 委員長 | 古田土暢子 |
| 委員長職務代理者 | 山城清邦 |
| 委員 | 田野倉美保 |
| 委員 | 丹治充 |
| 教育長 | 宮林徹 |
- 7 事務局出席者
- | | |
|----------|------|
| 教育部長 | 鈴木恵子 |
| 指導担当部長 | 新村紀昭 |
| 生涯学習担当部長 | 山田雄三 |
| 教育総務課長 | 佐藤幸広 |
| 教育施設担当課長 | 丸山誠司 |
| 学校給食課長 | 小林賢司 |
| 生涯学習推進課長 | 関谷学 |
| 公民館長 | 岡野要一 |

スポーツ推進課長	木 下 義 彦
国体推進室長	橋 本 恵 司
図書館長	松 島 満
秋川キララホール館長	平 野 泰 弘
指導主事	加 藤 治 紀

8 事務局欠席者

指導担当課長	千 葉 貴 樹
指導主事	梶 井 ひとみ

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（古田土暢子君）

皆様こんにちは。ただいまからあきる野市教育委員会 9 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

事務局は千葉指導担当課長、梶井指導主事が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、会議録署名委員の指名については、山城委員と田野倉委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 24 号点検評価有識者の委嘱についてを上程します。

なお、本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

それでは、非公開で会議を進めます。

非公開で会議を進めますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

= 非公開 =

委員長（古田土暢子君）

質問等ないようですので、質疑を終了いたします。

議案第 24 号点検評価有識者の委嘱については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第 24 号点検評価有識者の委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 2、議案第 25 号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を上程します。

傍聴人の入室を許可します。

《傍聴人入室》

委員長（古田土暢子君）

提出者は説明をお願いします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第 25 号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の議案を提出いたします。

生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、まず提案理由でございます。あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例の全部改正に伴い、あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を全部改正する必要が生じたので、別紙のとおり委員会の承認を求めます。

それでは、1枚おめくりいただきたいと存じます。まず、第1条の趣旨につきましては、従前の内容と同様でございます。

第2条、使用の申請につきましては、従前の同施行規則第6条で規定していたものを、条ずれにより繰り上げたものであります。内容は従前のとおりでございます。

第3条、使用の承認、第4条、使用承認の変更等及び第5条、使用承認の取消し等につきましては、従前の同施行規則第7条、使用の承認等で規定していた使用の承認部分を第3条に、使用承認の変更等の部分を第4条に、使用承認の取消し等の部分を第5条に、それぞれ条立てにして規定し直したものでございます。規定内容は従前のとおりですが、わかりやすさという観点からそれぞれの手続きを明示したものでございます。

続きまして、条例第6条、使用料の減免、条例第7条、使用料の還付につきましては、条ずれにより繰り上がったものでございます。内容については従前のとおりでございます。

次のページに参ります。第8条、責任者等の設置、条例第9条、係員の立入り及び第10条、使用後の報告につきましては、ほかの社会教育施設の規則との整合を図る観点、また安全管理の観点から新たに追加した条項でございます。

第11条、特別の設備等につきましては、条ずれにより繰り下がったものです。

第12条、準用規定につきましては、指定管理者を前提といたしまして新たに追加した規定でございます。その内容は、委員会が特に必要があると認めるときとあるのは、指定管理者が委員会の承認を得たとき、また委員会とあるのは指定管理者に読みかえる規定となっております。

続きまして、第13条、委任につきましては、条ずれにより繰り下がったものでございます。

附則第1号の施行期日。施行期日は、指定管理者制度導入予定の平成25年4月1日でございます。

附則第2号、経過措置につきましては、本規則改正前に行われた手続等について、改正後の相当規定に対応するものとするみなし規定でございます。

附則第3号は、規則改正前の様式による用紙については、当分の間、使用できる旨規定してございます。

以上でございます。

ここでちょっと前回の定例会においてあきる野市公民館の設置及び管理に関する条例を上程させていただいた際に、山城委員から条例の第15条、入場者の制限及び第16条、使用承認の取消し等のこの2つの条文につきましてご質問をいただきました。指定管理者の行政処分にあたるのかというご質問と不服申し立て等があった場合の考え方、どうい

う形になるのかということをご質問していただきましたが、即答いたしかねましたので、次回の委員会でお答えさせていただくということになっておりました。この場をおかりしましてご質問にご回答したいのですけれども、よろしいでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

お願いいたします。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、まず1点目なのですが、条例第15条、16条の関係については、指定管理者が行うことなのですが、条例の範囲内で、条例で定めるところにより行うことですから、指定管理者が行った行政処分ということになります。

第15条に着目しますと入場者の制限ということなのですが、これについてはいわゆる行政法上の概念として公物警察権ということがございます。これについては指定管理者制度上、指定管理者の業務範囲から公物警察権に基づく管理行為というのは除かれておりますので、第15条の入場者の制限につきましては、通常管理権限の一環として指定管理者が行う。公民館を管理する上で必要な範囲ということでございます。

それでは少しわかりづらいので、公物警察権というのはどういうことかと申しますと、公共の安全と秩序に対する障害を予防、鎮圧する行為と言われておりまして、具体的には、例で申しますと入室制限をしたい方を鎮圧する、中に入れさせないという処分でございます。そこまでは指定管理者の権限は含まれていないということですので、お願いをして入室をしないでくれということです。ですから、この15条の指定管理者の範囲についてはお願いの行為であるというようなことになります。

続きまして、使用承認の取り消し等、第16条関係についてご説明をさせていただきますと、指定管理者が使用承認の取り消し等の処分をする場合、申請した方がこの処分に不服がある場合どうなるのだというようなご質問だと認識しておりますので、その場合、あきる野市の今使っている、これは秋川キララホールの例ですけれども、使用承認取消等通知書にも書いてあるのですけれども、2つの選択があります。1つは、その決定、取り消しという決定に対して不服がある場合には、市長に対して審査請求ができる。これが1つです。もう一つは、指定管理者を被告として、その取り消し処分について取り消しの訴えを提起することができる。この2つの方法です。要は不服申し立て、市長に審査請求をするか、それとも取り消しの訴えを裁判所に提起するか。その場合は指定管理者が被告となる。そういう関係になっています。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などはございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

済みません。初めて聞く言葉だったので。コウブツケイサツケンというのは、公の物、警察官の警察の権ということですか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

はい。公の物の警察権です。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

それとあとの16条に関しては、行政不服審査法と民事と両方できますよということですか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

訴えについては民事ではなくて、行政事件訴訟法ですか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

指定管理者を相手取ってということですか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

はい。

委員長職務代理者（山城清邦君）

わかりました。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

あとは、損害賠償については当然民事になります。指定管理者の管理に瑕疵があった場合は指定管理者に義務が生じる。でも求償権とか、国家賠償法の関係で市にも義務が生じます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

それは、2人並べてやるか、1人にするかは、請求する側の考え次第ということですか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

指定管理者、市どちらにでも請求できます。その損害賠償の原因となったのが、指定管理者に重大な過失があった場合で、市に請求された場合、求償という形で指定管理者に市から請求が行くというような仕組みになります。

委員長職務代理者（山城清邦君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

ほかにいかがでしょうか。

委員長職務代理者（山城清邦君）

別の件でよろしいですか。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

この附則の3、前々回か何か、委員会の話題になりましたけれども、当分の間これを取り繕って使用するという、この用語のおもしろさが話題になりまして、ほかにも使っている例があるということで、市の例規集を見させていただいて、ああそうだったんだと思ったんですけど、また後からちょっといろいろ考えたんですけど、あのときに話題に出ましたように取り繕うという言葉は、今一般的には余りいい意味がない、いい意味に使われていないんで、法律用語としてこれが、これでなければならないという理由がないのである

ならば、ほかの言葉で言いかえたほうがいいんじゃないかというか、これは素人考えなんですけれど。例えば、厳密な概念規定があって、この取り繕って使用するという言葉を使わなければ、ほかに混乱を招くような解釈の乱れというか、そういうのがあるんだったら別なんですけども、そうでないんならばやっぱりこういった規則等に、これ一般の方が当然目にするものですから、今の言語感覚に近いもので表現したほうがいいんじゃないかなというような気がするんですけれど。どうなんでしょうか、この辺は。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

これ市の条例ですので、市の組織全体で対応することになっていまして、あきる野市の場合については総務部の総務課というところが対応しています、この問題について。そこと今のご意見についてちょっと話をして、対応できるかどうか、とにかく話をさせていただきます。

委員長職務代理者（山城清邦君）

私の意見としてはさっき言いましたように、この取り繕ってという表現をしなければ附則が動かないとか、あるいは余計な解釈が入り込んできて、執行するには支障を来すとか、そういうことでない限りは、この現代社会で使われている言葉の言語表現というか、その感覚でやっていったほうがいいのではないかなというような気がしたものですから、これは意見でございます。

委員長（古田土暢子君）

ほかによろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問などないので、質疑を終了いたします。

議案第25号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

議案第25号あきる野市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 報告第2号臨時代理したあきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の諮問に関する報告及び承認についてを上程します。

報告者は説明をお願いします。

生涯学習担当部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

報告第2号について。臨時代理したあきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の諮問に関する報告及び承認について。あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、別紙のとおりあきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の

諮問について臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、あきる野市教育委員会教育長に対する、ご説明したとおり事務委任規則の規定によりまして、あきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に伴う附属機関への諮問を教育長が臨時代理いたしましたので、規定に基づきまして委員会の承認を求めるものでございます。

諮問した内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、諮問文を見ていただきたいと思います。

まず、諮問した日でございますが、平成24年9月14日でございます。

下のほうを見ていただきまして、1の諮問した施設の名称につきましては、あきる野市民文化ホール、秋川キララホールでございます。2の指定管理者の指定申請のあった団体の名称につきましては、恐れ入りますがもう一枚おめくりいただきまして、A4、横長の秋川キララホール指定管理者申請団体一覧表のとおりでございます。4団体でございます。

ここで臨時代理させていただきました経緯等についてご説明させていただきます。秋川キララホールの指定管理者につきましては、平成25年4月1日から導入する予定であるため、平成24年6月議会であきる野市民文化ホールの設置及び管理に関する条例の全部改正を行い、12月議会で指定管理者の指定を行っていくという非常にタイトなスケジュールで事務を進めているところでございます。そのような中、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、第2条の規定に基づく指定管理者の公募を7月15日から8月31日まで、市広報、ホームページ等を行うとともに、同条例第3条の規定に基づく申請を7月17日から8月31日までの間で受付をいたしましたところ、先ほど見ていただいたとおり4団体から申請があったところでございます。

秋川キララホールでこの4団体に対する資格審査を行った後、9月14日に同条例第4条の規定によりまして教育委員会から指定管理者選定委員会へ候補者の選定について諮問をさせていただいたところでございます。本来であれば教育委員会にお諮りをしなければというところでございますが、委員会を開くといういとまがございませんでしたので、教育長が臨時代理して諮問させていただいたところでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

質問等ないようですので、質疑を終了いたします。

報告第2号臨時代理したあきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の諮問に関する報告及び承認については、報告のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（古田土暢子君）

異議なしと認めます。

報告第2号臨時代理したあきる野市公の施設に係る指定管理者の候補者の諮問に関する報告及び承認については、報告のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告事項（1）いじめ問題にかかわる対応について。

報告者は説明をお願いします。

加藤指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

それでは、いじめ問題にかかわる対応について、追跡調査の結果と新たな取り組みについてご報告をさせていただきます。

資料1をごらんください。まず、追跡調査についてでございます。7月に実施いたしました「いじめの実態把握のための緊急調査」の追跡調査として、市内全小中学校でいじめの対応状況把握のための調査を9月12日に実施いたしました。

1枚おめくりいただいた次のページがその結果でございます。7月の調査でいじめと認知した30件のうち解決済みのものが25件、一部解決及び未解決が合わせて5件となっております。

なお、未解決の1件につきましても、学校は保護者と連携し、組織的な対応を継続して行っているところでございます。

また、7月の調査でいじめの疑いがあるとされた56件について、その後聞き取り等の調査を行った結果、うち44件はいじめではないと確認されております。12件がいじめという認知をされました。この12件についても既に各校で対応が図られておりまして、9月14日に報告を受理した時点では9件が解決済み、3件が一部解決となっており、未解決はございません。

以上のように各校でいじめについての取り組みが行われているところでございますから、いじめゼロを目指しさらに取り組みを充実させる必要があると考えました。

それでは、新たな取り組みについてご説明をさせていただきます。資料2をごらんください。

新たな取り組みというところで10月から全小中学校においていじめについて考える日を毎月設定し、児童生徒の実態把握及び未然防止等の取り組みを行うこととしました。具体的には、児童生徒へのアンケート調査、児童生徒対象の個別面談、生命尊重をテーマとした道徳授業などを例示しております。例示をしておりますが、各校は実態に応じて取り組み内容を考え、推進していきます。また、本取り組みを保護者に周知するとともに、毎月の月行事予定にも明記をしていきます。

さらに、その他の取り組みとして生命尊重を取り上げた道徳の公開授業や、パネルディスカッションを指導室主催で計画しております。

報告は以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

毎月1回いじめ問題について考える日を設定するとありますが、それは各学校によってそれぞれ、例えば〇〇小学校は毎月1日とかという形で、小学校ごとにその日を決めて、学校ごとに内容を考えて実施をするということなのではないでしょうか。

委員長（古田土暢子君）

加藤指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

そのとおりでございます。各校において、日程等はそれぞれの学校の行事等に関連をさせたりということによって違ってまいりますので、各校において日程を設定しまして、その上で内容についても各校のそれぞれの状況に対応したものを選択して実施していくということになっております。

委員（田野倉美保君）

ありがとうございました。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

この新しい取り組みなのだけでも、大変取り組みとしてはいい取り組みだなというふうに思います。ただ、画一的な内容について、これこれこういうことをしなさいというふうにしたものを受けてやっていくというんじゃなくて、それぞれの学校の実態に合わせて月一週いじめ問題について考える日を設定しようということですから、それぞれの取り組み方があると思うのです。一番怖いのは、やり方が、やったように育つわけだから、やらなかったように結果が出るわけだから、そういうものをどうやって管理していくかということか、やったのか、やらなかったのか、何をやったのかというようなことについても、どんなことをしてもいいから、よく見ていかないと、ちょっと強いとか、弱いとか、ハードにかかわったものとそうじゃないものとの差がついてくると思うのです。必ず指導したように子供はなっていくからね、これを全員が同じ項目のアンケートを必ずとって、アンケートの数字を上げてきて、数字だけで幾つ、幾つなんていうそういうもんじゃなくて、中身に触れたものをどれくらいやれるかというのが勝負なんだから。だから相当各学校が質的に高い取り組みをしていく思いがないと、私はこれはとても大事なことで、今こそいじめの問題について本当に真剣に考えて、今までも真剣に考えていたし、教育委員会もしっかりしたコメントを出しているわけだから、そういうものについてしっかりと取り組んでくれると思うけれども、どこがどんなようなことをやったかということだけはしっかりと教育委員会が把握していないと、やりましたと言っただけじゃだめなんだよね。と思うんですけどね。

ここはほかの委員の先生方にもいろいろ、こんなこともあるよとか、こういうことが心配だとか、いろいろ言っただいて。本気になってやろうとしていることですから。

委員長（古田土暢子君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

大変重要な取り組みということで期待するわけですが、学校にいじめについて考える日、これを決めて以下の内容でもって実際やるわけですが、恐らく先ほどのお話のように学校の実態によって内容も当然異なる、変わってくるということですが、要は変わっていく内容にしても、各学校で取り組んだ内容が、これはもう教育委員会のほうに資料として上がってくるのでしょうか。その辺いかがですか。

委員長（古田土暢子君）

加藤指導主事。

指導主事（加藤治紀君）

そちらのほうは実施状況と言うのでしょうか、取り組み状況についてはこちらの方でも把握をしていくということでございます。

委員（丹治 充君）

例えば学校によっても、校長先生を中心に生徒向けの講話だとか、その講話の内容だとか、なるほどこの講話からこういうものを子供たちのほうに意図的に指導されてるんだなということがわかるかと思うんです。そんな意味で、各学校で取り組んだものについては、ぜひ教育委員会のほうで把握していただければよりまた内容の濃い、取り組みができるのではないかと思うわけなのですけど。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ぜひそのようにお願いしたいと思います。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

学校の取り組みの中でやはり校長先生がその学校の頂点に立たれる方として、教員とそれから生徒に対して自分のこの問題に対する価値観というか、考え方を言葉として発すること、あるいは文章化して出すということは大事だと思うんですけども、一般的ないじめはいけませんよとか言っていた場合に、多分子供たちは耳のそばを通り抜けていくんじゃないかという気がするんです。自分の生活している学校の中での友達関係の中でこぼこという問題と、それから新聞やテレビで報道されてくるようなものと同じレベルにしてとらえるものかどうかというようなことが。したがって、その辺をあなた方の問題なんですよということを、迫る言葉で発していかないといけないんじゃないかなという気がするものですから、一般的な話というのは多分耳を通過していただけじゃないかなという気がするのが心配だということと、それからやはり道德の授業が既に制度化されているものなので、道德の授業というものをいかに、今一生懸命やっていますけども、より命を吹き込んで行くには何が必要なのかなと。それから、多分いじめというのは、場合によっては命にかかわるような、例えばこの前の大津の事件のような、一つのパターンかと思えますけど、それとは別にもっと何か陰にこもった、ある一定の人間関係の中から特定して子をシャットアウトするというふうなことも、シャットアウトされた子供にとっては登校するのが嫌になったり、つらい日々が出てくると思いますので、その辺のこともやはり

射程に入れた、マスコミを賑わすような要するに典型的な例ではなくて、もっと日常的なものとしてとらえた内容を具体的に子供たちに発していただきたいなという気がします。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

物すごいこれは重要な、いじめについて考える日ということなんだけども、深い内容の教育が展開されていくもとなるテーマなんです。実際にいじめがあって、そのいじめどうするとかね、そういうレベルの話はもちろんするんだけど、そういうことじゃなくてね、いじめなんかない学校をどうやってつくるかとか、もともといじめなんかうちの学校にないんだという学校をつくらうぜということを先生方が真剣に話し合って、だったら子供に自尊感情をどうやって育てるかとか、そういうような研究をしっかりと日にしたっていいんですよ。今月はそれにしたっていいわけ。だから、そういうところまで質の高いものの取り組みを私は各学校が本当にスケールの大きい取り組みをしていってくれるといいなと思うんだよね。そこまでいけば。

委員長職務代理者（山城清邦君）

人間が生きるということの基本に立ち返って。

教育長（宮林 徹君）

そう。だから命を大事にすると言ってるんだと言って、秋多中学校の先生方がみんなそのことをやりだした。もう一度命の問題を考えようとか、そうしたら、思い切り考えたらいじめなんかあるわけないんだという、何かそういうところまで行ってくれるといいなと思ったりもしているんだよね。だから特別支援教育なんだってという話をしないと、あそこのいじめどうするかとか、そういうレベルの話、もちろんそれはするんだけどね、それだけやりましたという、減りましたと、そんなレベルのものを期待していないんだ、私は。それできるかどうかだよ。それはできるように指導しなけりゃいけない、我々が。

委員長（古田土暢子君）

はい。丹治委員。

委員（丹治 充君）

今の教育長の話にありましたけれども、例えば道德の時間、これを扱うについても、子供たちに、いかに道徳的な、実践力を身につけさせていくのか。身についたときには当然のことながらいろんな場面で、様々な行動が子供たちのほうでもなされるだろうし、場合によっては隠れた善行みたいなものも、いろんな場面で出てくるような、そういうことも眺めることでがきると思います。したがって、これらの取り組みについては、やはりいじめをなくすということについては、もちろん教員研修の場でもこれ活用されるし、そういった意味で深い意味があると思ったわけです。ですから、今度は年度末あたりに、各学校で、例えば簡単な調査をかけたときには、明らかに数値としては欠席が少なくなってくるか、あるいは授業に対する取り組みの姿勢が高まってきたとか、子供たちの友達に対するいたわりの感情が大きく育ってきているとか、子どもの変容という形で出てくるかもしれない。そういった意味で重要な取り組みの一つになりそうだなと改めて期待したいと思います。

委員長（古田土暢子君）

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

それと同時に校長先生をトップとする一つの単位の学校として、校長先生から始まって、この前もちょっと言いましたけど、教員集団の同じ方向性を向く気持ちの共有というか、そういったものもすごく大事じゃないかなという気がするんですよね。価値観の共有、それから問題提起に対する後押しの仕方について、それは先生方いろいろ価値観あるでしょうから、それは仕方ないにしても、その問題に関しては共通の基盤に立つという、一つの学校を運営していく上での先生方の問題意識の共有というか、それが一番大変じゃないかという気がするんですけど、それに向けた内容プラス日々学校を、授業を中心として動かしている先生方の集団としての意識の共有、それがとても大事じゃないかなという気がするんですけども。難しいことなんでしょうけども。

教育長（宮林 徹君）

これはとてもスケールの大きい、教育そのものに迫っていくことなので、ずっと見ていて、見るだけじゃなくてかかわっていきながら、教育の質そのものを、ほかのすべての面で私はこれをてこにしてやっていけるなというふうに思って、もちろん期待をしているし、また当事者意識を持ってかかわっていきこうかなと思っていますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

委員長（古田土暢子君）

指導担当部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

ただいまいろいろなお意見をちょうだいいたしましてありがとうございます。いろいろなご意見の中にもありましたけれども、例えば毎月1回いじめの調査をするとか、そういったようなこともあるかと思うんですけども、そういった取り組みでは画一的になってしまうということで、実態に応じてさまざまな活動をするということがございます。今いただいたご意見を校長会のほうにも伝えまして、各学校でそうしたいじめにせばめたものではなくて、その背後にあるいろいろなものも取り上げて学校の中で取り組むように、そしてそれについて、以後については全校で共有できるような教育委員会からのまた情報発信といったようなことも努めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

委員長（古田土暢子君）

では、本件は報告として承りました。

続きまして、日程第5 報告事項（2）五日市郷土館本館の臨時閉館及び旧市倉家住宅の一時公開中止について。

報告者は説明をお願いします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

五日市郷土館本館の臨時閉館及び旧市倉家住宅の一時公開中止についてご報告いたします。

まず、1つ目です。市指定有形文化財でございます旧市倉家住宅は屋根の一部の修復工事を実施するため、内部の公開を一時中止をいたします。郷土館本館は通常開館いたします。一時公開を中止します期間は、平成24年9月20日から10月12日金曜日まででございます。これにつきましては夏の台風によりまして旧市倉家住宅の一番屋根のてっぺんの棟の部分の竹が落下したりいたしまして、一部棄損いたしましたので、その部分の修復でございます。

2番目です。五日市郷土館本館は耐震化工事のため臨時休館とします。旧市倉家住宅については通常どおりの公開をいたしますということでございます。期間が平成24年11月24日土曜日から25年3月10日日曜日までということでございます。五日市郷土館の本館は昨年度耐震調査をいたしまして、それで耐震化工事が必要と診断されましたので、今年度耐震化の工事を実施するものでございます。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などございますか。

山城委員。

委員長職務代理者（山城清邦君）

棟の先が落下していて雨漏りはしなかったですか。

委員長（古田土暢子君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

雨漏り等はしておりませんでした。多少中にはしみ込んでいるかもしれませんが、床面にぼたぼたと垂れてくるような雨漏りはございませんでした。

委員長（古田土暢子君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

もう一つ聞きたいんだけどさ、かやぶき屋根だよな。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

はい、かやぶきです。

教育長（宮林 徹君）

そういう屋根屋はいるの。

生涯学習推進課長（関谷 学君）

今はなかなか少なくなりました。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

八王子に1件、そちらのほうに。

教育長（宮林 徹君）

その人が来るわけ。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

はい。

教育長（宮林 徹君）

今まで市内にいたよね。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

市内にはもういなくて。

教育長（宮林 徹君）

もうやる人はいないんだな。その人が来るんだ。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

はい。

委員長（古田土暢子君）

よろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

本件は報告として承りました。

最後に、教育委員報告です。

それでは、教育長から報告をお願いします。

教育長（宮林 徹君）

それでは、私のほうが一番に書いてありますけれども、9月1日の小宮ふるさと自然体験学校の開校式から始まって、きょうまで大変今月はいろんな起伏に富んだ、気の抜けることのない1カ月が過ぎました。特に9月の1日のふるさと自然体験学校の開校式については、教育委員さん皆さん出席していただいて、新しい拠点ができたかなと思うし、しかしあそこはやっぱり小学生や中学生、子供が行くということにならないと、そうそう大人だけでにぎやかになるところではないわけで、教育委員会の管理下じゃないにしても、子供たちが相当使うようになるのだらうなというふうに思います。

それから、議会のほうは一般質問がありました。3日間。ここは特に今回はこの時期ですからいじめの問題についての質問が2件ありました。あきる野市のいじめに対する考え方を述べろとかね、こういう取り組みをしているんだからということできっちりとお話をさせていただきました。

あとは、国体関係があって、ロードレースが9月の9日にありました。それから、ソフトボールのリハーサル大会が20日の開会式から始まって24日まで、雨が降ったりなんかする中あったんですけども、国体推進室の職員6人ですけども、この人たちの努力というか、私、本当に大変だったと思います。またこれからも大変なんですけど、もう本当に信じられないほど残業しなきゃ追いつかないぐらいやっていて、身も心もくたくただろうというふうに思っていますけれども、それでもそのおかげで本当に大過なくいいリハーサルの大会ができたんだらうというふうに思います。全国ソフトボール連盟の偉い人が来たり、九州のほうの人だったんですけども、実際にご挨拶したり、東京都の国体の推進の中心になってやっている部長も来たりしながら、あのネット裏でソフトボール見ながらいろんなお話をしたんですけども、とにかく一生懸命やっていると、子供たちが、保育園や幼稚園の生徒がつくった花なんかあんなふうに飾ったんですよ。花畑のようなどこ

ろでソフトボールやっているんだという自慢もさせてもらったりしながら、福生や瑞穂にもこれから行かれるでしょうけれども、あきる野のこのグラウンドをよく見ておいてくださいなんて言いましたよ。それくらい一生懸命やってくれたっていうんで感謝しているわけですけども、その人たちだけじゃなくて、市の職員はもう半分以上、4日間、入れかわり立ちかわりで、朝の6時から行ってやっているんです。だからそういう点では、これは本番はそのほかにまだ来ますから、もう冗談じゃないというか、大変だと思う。私は、今6人で国体推進室やっているんですけど、とてもじゃないけど、6人じゃどうにもならなくなっちゃうんじゃないかと思うぐらい分量があります。だからもう2名ほどを、その期間だけでも、大会が終わるまでの間ふやしてもらったりするようなことも市長部局のほうに言っていかなくちやいけないなと思って、幾ら少数精鋭だってもうぎりぎりですわ。教育委員の先生方も承知しておいてもらって、機会があったらどこからでも構わないから言っていただいて、やっていきたいと思えます。とにかく本当によくぞこれだけやったなというふうに思います。リハーサルですから、雨が降ったときはどうするんだという、実際に雨も降ってくれたんですよ。だから1時間休んで、昼間のうちに終わるはずの大会が雨のために夜に至ったことからナイターを経験したわけです。どれもこれも本当に滞りなくすばらしかったです。

そんな1カ月でした。以上です。

委員長（古田土暢子君）

国体推進室の方、本当にお疲れさまでした。また、これからは向かってよろしく願います。

ほかの委員さんから何かございましたら。

田野倉委員。

委員（田野倉美保君）

今月は教育長がおっしゃられた元小宮小学校のふるさと自然体験教室の開校式もありました。他に私が印象に残ったのは、体育祭です。先週3校回らせていただいて、やはり中学校によって大分雰囲気が違うというのが非常に印象深かったです。私は今年初めて西中の体育祭を拝見させていただきました。確かに前評判どおりの素晴らしいラジオ体操で、もう本当に一糸乱れぬ動きというのに非常に感銘を受けました。最近、小学校の運動会で準備体操としてラジオ体操を採用している学校が少なくなっているようです。それぞれ学校によって意見があるとは思いますが、個人的な意見としては、老若男女、皆さん知っている内容だと思うので、小学校でもラジオ体操をやっていただけたらいいと思いました。

また昨日ですが、増戸中学校のセーフティ教室を拝見させていただきました。小中一貫ということで、増戸小学校の6年生も一緒に中学校の1年生から3年生を合同で、体育館でセーフティ教室を行いました。情報モラルテーマにした最近の中学生の身近な話題で、携帯電話ですとか、ネットをどのように賢く使っていったらいいのか、どのようにトラブルに巻き込まれないかという内容のお話で非常によかったと思います。東京都にファミリーEメール事務局というのがあり、そちらから山本先生がいらして、お話ししてくださいました。前回の定例会の時にも、最近のいじめはネットで悪口を書いてというようなお話が出たと思います。そういった実際あるような内容のDVDを作り、それを流していただ

きました。何気なく書き込んだちょっと一言が雪だるま式にあつという間に広がり、みんながその子のことを攻撃してしまったという内容で、すごく見ていた生徒たちには身につまされるでもないですけど、こんなことがこういう状態を引き起こしてしまうんだというのがとてもわかりやすいDVDとお話で、すごくよかったです。

第2部として保護者向けに、携帯電話のフィルタリングの話などをさせていただきました。保護者もみな友達が持っているからという安易な考えで、携帯電話を子供に買い与えてしまう。おおよそ中学生で約半数ぐらいが携帯電話を持っている状況のようです。その辺、子供に買い与える前に保護者のほうの意識をもうちょっと高めてほしいというお話でした。また、フィルタリングに関しても、ただフィルタリングをかければすべて有害サイトにアクセスできないわけではなく、子供たちがふだん使っているゲーム機からでも簡単にアクセスできてしまうなど私も初めて聞く内容ものもありました。その辺りの知識というのは、実は保護者も余り深く持っていないと思うので、このような実践的な内容をもっと多くの保護者の方が知る機会があれば作っていただきたいと思いました。

以上です。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

《なし》

委員長（古田土暢子君）

ほかにはないので、教育委員報告は終了いたします。

最後に事務局から今後の日程などについてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（佐藤幸広君）

それでは、今後の日程についてご案内させていただきます。

まず、10月の教育委員学校訪問でございます。10月は5日に南秋留小学校、9日に増戸中学校、11日に戸倉小学校、18日に多西小学校を訪問する予定となっております。

また、市町村教育委員会連合会の管外研修が12日に予定されておまして、静岡県沼津市教育委員会を訪問する予定となっております。

次に、10月定例会のご案内でございます。10月は24日の水曜日に開催いたします。

以上でございます。

委員長（古田土暢子君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、あきる野市教育委員会9月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時59分